

-----  
**内水面漁場管理  
委員会指示**  
-----

**高知県内水面漁場管理委員会指示第101号**

てながえび類の資源回復及び持続的利用を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項本文の規定に基づき、令和3年2月9日に、次のとおりてながえび類に関し、採捕の禁止を指示した。

令和3年3月9日

高知県内水面漁場管理委員会会長 林田 千秋

1 指示の内容

(1) 採捕の禁止の期間

9月1日から翌年3月31日まで

(2) 採捕の禁止の区域

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面

2 指示の適用除外

1の指示は、国の機関若しくは地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、てながえび類に係る調査、試験研究、教育実習若しくは種苗生産（以下「調査等」という。）を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）又は高知県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が、てながえび類に係る調査等を目的として採捕する場合は、適用しない。

3 指示の有効期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

高知県内水面漁場管理委員会指示

○てながえび類の採捕の禁止についての指示